

第7次真岡市行政改革大綱

(案)

令和2年12月

栃木県真岡市

行政改革大綱の基本方針

1 策定の趣旨

本市の行政改革大綱は、平成7年度に「第1次行政改革大綱」を策定以来、平成27年度に策定した「第6次行政改革大綱」に至るまで、6次にわたる行政改革の推進により、効率的な行政運営と市民サービスの向上に、一定の成果をあげてきました。

しかし、地方分権や情報化社会の進展に加え、少子高齢化に伴う長期的な人口減少社会が見込まれる中で、社会構造や生活様式の変化、価値観の多様化により、行政に対する市民の要望や期待も複雑・高度化しています。

また、財政運営を取り巻く環境についても、市民ニーズの多様化に伴う事務の増加や扶助費等義務的経費の増大、インフラや公共施設の老朽化による維持管理費の増加など、依然として厳しい状況が続くものと見込まれており、加えて、近年多発する自然災害や緊急事態下等、突発的な事態の際においても、持続的かつ安定的で、質の高い行政サービスの提供が求められています。

このような中、喫緊の課題である人口減少・少子高齢化社会への対応については、本市では昨年度に策定した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略※1」において、「人材を育てしごとをつくり、安心して働ける環境をつくる」、「真岡市へ新しいひとの流れをつくる」、「結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえ、だれもが活躍できる地域社会をつくる」、「安心して暮らしやすい時代に合った地域をつくる」という4つの基本目標を掲げ、「まち・ひと・しごと」の創生とそれらの好循環に向けた各施策を推進しているところです。

また、本市のまちづくりの指針となる『総合計画 2020-2024※2』においては、市民と行政が一体となって、実現すべき望ましい将来都市像として「JUMP UP もおか だれもが“わくわく”するまち」を掲げ、7つのまちづくりの政策（人づくり・笑顔づくり・にぎわいづくり・都市づくり・環境づくり・魅力づくり・行政経営づくり）を計画の骨格とし、新たな時代に適合した魅力あるまちづくりの実現に向けて、各施策の展開に取り組んでいます。

これら各施策の取組を強力に推進し、具体化していくためには、これまで以上に職員一人一人が高い意識を持ち、限られた行政資源を真に必要な事業に振り分けることができるよう、更なる財政基盤の強化と行政サービスの最適化を図っていかねばなりません。

これらのことから、「第6次行政改革大綱」での取組経過の検証・見直しを行い、上位計画である「総合計画 2020-2024」との整合性を図りながら、より一層の行政改革の推進に向けて、「第7次行政改革大綱」を策定するものです。

2 推進期間

行政改革大綱の推進期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。行政改革大綱に定めた主要項目に沿った実施計画を策定し、毎年度、取組の成果や進捗状況を確認します。

また、社会経済環境の変化等への的確な対応を図るため、令和5年度を中間年度として設定し、実施計画及び目標指標の見直しを行います。

3 推進体制

本市の行政改革は、市長を本部長とする「行政改革推進本部※3」を中心に、全庁をあげて推進します。

また、副市長を委員長とする「行財政検討委員会※4」において、行政改革の進行管理を行います。

4 進捗状況の公表等

行政改革の進捗状況や成果については、広報紙やホームページなどを通して、広く市民に公表し、情報の共有化を図ることにより、透明性の高い行政運営に努めていきます。

5 主要項目

本大綱の策定の趣旨を踏まえ、新しい時代の行政需要に対応していくため、今後5年間で重点的に取り組む主要項目を次の6項目とします。

- (1) 市民協働のまちづくりの推進
- (2) 開かれた市政の推進
- (3) 事務事業の効率化
- (4) 組織の適正化と人材の育成・強化
- (5) スマート自治体の推進
- (6) 健全な財政運営

※1 まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少と地域経済縮小の克服及び各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるようにするための総合的戦略

※2 総合計画 2020-2024

本市の行財政運営を総合的、計画的に進める指針となるものであり、各種の計画や施策の基本となる計画

※3 行政改革推進本部

本市の行政改革大綱の策定及び推進など行政改革に関する最終意思決定機関として、市長を本部長として設置された組織

※4 行財政検討委員会

本市の行財政運営に関し、簡素にして効率的な行財政の確立を図り、市政の健全な発展に資するため、副市長を委員長として設置された組織

行政改革大綱の具体的な取組内容

1 市民協働のまちづくりの推進

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、価値観やライフスタイルの変化による地域コミュニティの希薄化が進む中であって、魅力ある個性的なまちづくりを進めていくためには、平成26年に策定した真岡市自治基本条例の基本理念のもと、市民、市民団体、事業者と行政が同じ目的に向かって情報を共有し、共に行動する、協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

連帯感あふれる市民主体の地域社会の形成に向け、市民、市民団体、事業者がそれぞれの役割を担いながら積極的にまちづくりに参画し、行政と一体となった市民協働のまちづくりの実現に向け、下記の項目に取り組みます。

(1) 市民との協働体制の確立

協働によるまちづくりのパートナーである自治会、ボランティア団体、NPO、事業者などの各種団体と連携し、まちづくりに積極的に参画・協働する人材の育成に努めます。また、近年多発する自然災害に対しては、協働による地域防災体制の確立に向けて、地域の自主防災組織や消防団への支援を行い、体制整備強化に向けて取り組みます。

(2) 地域づくりの推進

平成3年度から実施している本市独自の「地域づくり事業」の推進を通して、人と人との結びつきを深め、各地域の連帯感を高めるとともに、個性豊かな地域を創造する自治組織への支援や、地域リーダーの発掘・育成に努めます。

(3) 各種審議会委員の構成見直し

市民の市政参画を促進し、まちづくりに多様な視点を反映させるため、各種審議会の公募委員や若年層、女性委員の構成比率向上に向けた機運の醸成、環境整備を推進します。

2 開かれた市政の推進

開かれた市政を実現するためには、市民との信頼関係を深めることが重要となります。そのために、情報公開制度の周知や行政手続制度の見直し等により、事務の透明性確保に向けた取組を行います。

また市政に対する市民の理解・関心を高め、市政への参画を促進するため、ホームページやSNSを通じた迅速かつ正確な情報提供に努めるとともに、広報モニターやパブリック・コメント※1等を通じた広聴機会の充実を図ります。

一方で、市が保有する個人情報の取扱いについては法令等を遵守し、適正な保護に努めます。

(1) 情報公開制度※2の推進と行政手続制度の見直し

情報公開制度の推進のため、積極的に制度の周知を図るとともに、制度の運用について見直しを行います。

また、行政手続制度の適正な運用を図るため、審査基準等の見直しを行い、積極的に公表します。

(2) 市政への市民参画と情報提供の推進

広報モニターやパブリック・コメント、市長への手紙・メールや市長との話し合い事業等により、市民の声を聴く機会の充実を図ります。

また、市政に対する市民の理解・関心を高めるため、広報紙やホームページ、ケーブルテレビやSNSの活用などを通して、わかりやすく、市民だれもが必要な時に必要な情報が入手できるよう市政情報の提供に努めます。

(3) 個人情報※3の適正な保護

個人情報の漏えいを防ぐため、安全で適正な情報管理を行います。また、個人情報の開示にあたっては、市民が利用しやすいものとするために制度の運用などについて見直しを行います。

※1 パブリック・コメント制度

政策に関する計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識を求め計画に反映させる制度

※2 情報公開制度

真岡市情報公開条例に基づき、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等であって、当該実施機関が管理しているものを、閲覧に供し、又はその写しを交付すること

※3 個人情報

実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ等に記録され、当該実施機関が管理しているもののうち個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの

3 事務事業の効率化

厳しい財政状況の中で多様化する行政需要に応じていくために、行政評価システムによりすべての事務事業を客観的に評価し、適切な事務事業の選択と最少の経費で最大の効果を上げる効率的な行政運営を推進します。

また、市民サービスの向上とコスト意識を持った行政サービスに努め、民間委託や指定管理者制度※1などの民間活力を積極的に活用していきます。

地方公営企業等については、健全で効率的な経営に努めるとともに、第3セクターについては、経営の健全化・合理化に向けた支援を行います。

(1) 事務事業の見直し

行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率と効果、経費節減等を図るため、すべての事務事業について、行政評価を実施しながら、事務事業の再編・整理、廃止・統合を推進します。

また、窓口サービスの向上を図るとともに、事務の改善や効率化に向けた職員提案の推進を通して、職員一人一人の事務事業見直しに向けた意識の向上を目指します。

(2) 民間委託等の推進

事務事業の効率化、市民サービスの向上が図れるものについては、民間委託、指定管理者制度、PFI手法※2等の活用を推進します。

(3) 地方公営企業※3の経営の健全化

地方公営企業については、収入の確保に努めるとともに、老朽化する施設の更新を計画的に行い、経営の健全化に努めます。

(4) 第3セクター※4の経営の健全化・合理化

第3セクターの経営状況、実施事業の内容等を検証し、事業の適正化と経営改善を支援します。

※1 指定管理者制度

公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度

※2 PFI手法

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

※3 地方公営企業

地方公共団体が企業として経営する事業

※4 第3セクター

行政（第1セクター）と民間（第2セクター）とが共同して出資設立した株式会社や財団法人等

4 組織の適正化と人材の育成・強化

事務の効率化と市民サービスの向上、複雑多様化する行政需要に適切に対応するため、柔軟かつ効率的で、市民にわかりやすい組織機構を目指し、継続的に見直しを行っていきます。

また、人事評価システムの運用による人材育成や、研修制度、自己啓発支援制度の充実により、主体的な能力開発や職務遂行を促し、積極的に職務に取り組んでいくことができる職員を育成し、限られた人員での効率的な行政運営を目指します。

(1) 組織機構の適正化

複雑多様化する行政需要に適切に対応するため、行政効率の良い組織づくりに向けた検討を継続的に行い、適正な人員配置を踏まえた組織力の向上を目指すとともに、市民に分かりやすい組織体系を目指します。

(2) 人材の育成・強化

平成31年度に抜本的な見直しを行った人事評価システムについては、新しい人事評価制度※1の定着と人材育成に向けた運用を確立します。

また、真岡市人材育成基本方針に基づき、職場外研修や自己啓発支援制度の推進を通して、職員のスキルアップや企画提案力の向上に努めます。

※1 人事評価制度

職員一人一人の人材育成を主眼として、主体的な能力開発や業務遂行を促し、成果を適正に評価する制度

※2 真岡市人材育成基本方針

計画的、総合的に人材の育成を推進するため、目指すべき職員像を明らかにするとともに、人事管理全般の基本的方向性を示す方針

5 スマート自治体の推進

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が見込まれる中で、自治体が行政サービスを維持、向上していくためには、A I ・ R P A※1等のI C T（情報通信技術）を活用した業務プロセスの再構築を図り、効果的・効率的に行政サービスを提供するスマート自治体への転換が求められています。

本市ではI C Tを活用し、各種問い合わせへの対応やオンライン申請の拡充等市民の利便性向上に努めます。また、複雑な作業の自動化による業務の効率化を目指すとともに、マイナンバーカードの交付率を向上させ、行政手続等のデジタル化への対応を推進します。

(1) I C Tを活用した業務の推進

A Iの導入により、各種問い合わせ対応等での市民サービス向上を目指すとともに、R P Aによる事務効率化に向けて、新システムの導入や管理運用ルールに基づいたシナリオの開発に取り組んでいきます。

また、令和2年7月に設置した行政改革推進プロジェクトチームを中心に紙ベースによる文書事務を全庁的に見直すとともに、電子決裁の導入に向け、課題の整理、先進事例の調査を行っていきます。

(2) 各種情報システムの運用・構築

マイナンバーカードの取得促進を図るとともに、カードの利活用方法の充実に向けた調査研究を進めます。また令和2年11月開局の「コミュニティFM」の活用により、防災ラジオの普及を推進し、迅速かつ確実な災害関連情報の提供に努めます。

(3) 情報セキュリティポリシー※2の運用

情報セキュリティ対策を徹底するために、「真岡市情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、職員のセキュリティ対策実践のための研修や情報セキュリティの最新情報や具体的な対策手段、緊急対応情報など幅広い関連情報を庁内で共有を図り、情報漏えい、改ざん等の事故を未然に防止します。

※1 A I ・ R P A

- ・ A I …「Artificial Intelligence」の略称で「人工知能」を意味し、例えば画像や音声の自動認識、自動運転技術等に用いられている
- ・ R P A…「Robotic Process Automation」の略称で、コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術

※2 情報セキュリティポリシー

本市が所有する情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの

6 健全な財政運営

計画的で効率的な財政運営の確立を目指し、行政評価システム等により事業の「選択と集中」を徹底し、限りある財源の計画的かつ重点的な配分と経費の徹底した節減合理化に努め、財政運営の効率化を図ります。

また、市民負担の公平に努めるなど財政秩序の適正化を図り、あらゆる角度から財源の確保に努め、財政の健全性を確保します。

(1) 計画的で効率的な行財政運営

大型事業や老朽化が進む公共施設の長寿命化への取組など、厳しい財政状況が引き続き予想される中、将来負担比率※1や市債残高の抑制などに努め、その健全性を堅持します。

さらには、行政評価システム等により、施策の優先順位を見極め、徹底した「選択と集中」に取り組み、効率的な財政運営に努めるとともに、統一的基準による地方公会計制度に基づく財務書類を作成し、数値結果を多角的に分析することで、行政経営への有効活用を図ります。

(2) 歳入の確保

自主財源の確保と市民負担の公平性の観点から、市税、市営住宅使用料、保育料等については、納付指導や債権などの差押えを積極的に行うなど徴収を強化し、収納率の向上を図ります。

公共施設の使用料や、証明書発行に係る手数料については、受益と負担の均衡を図るため、5年ごとに見直しを行っていきます。

また行政資源の有効活用に向けて、未利用市有地の売却を推進するとともに、ホームページや封筒などの有料広告媒体を通して歳入の確保に努めます。

(3) 歳出の削減

行政経費の徹底した節減合理化を図るため、人件費については、適正な定員管理に基づく総人件費の抑制に努めます。

補助金・交付金については、各種の行政上の目的をもって、3年ごとに見直しを行い、その必要性や効果を検討していきます。

また、老朽化が進む公共施設の更新、統廃合及び長寿命化などに適切に対処するため、「真岡市公共施設等総合管理計画※」に基づく進捗管理を行っていきます。

※1 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標

※2 真岡市公共施設等総合管理計画

本市の公共施設等の管理を総合的に推進し、効果的かつ効率的に質の高い公共サービスを提供することを目的として策定され、公共施設等の管理・修繕・更新等の取組に関する横断的な考え方を示すもの